

四日市市告示第199号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智広



1 徴収の事務を委託する使用料

四日市市立視聴覚センター条例（平成2年四日市市条例第17号）第6条に規定する視聴覚センターの使用料

2 徴収の事務を行うもの

- (1) 名 称 公益社団法人四日市市シルバー人材センター
- (2) 所在地 四日市市十七軒町9番10号

3 委託期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

（教育委員会教育支援課）